

① 件名
人事行政運営等の状況の公表項目の追加について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月に公布され、各自治体では「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」と「退職管理の適正の確保」のための措置を講ずることとなり、併せて人事行政運営等の状況の公表により「人事評価」と「退職管理」を追加して公表することとなった。</p> <p>【目的】</p> <p>地方公務員法の改正に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な改正を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）・地方公務員法（昭和25年法律第261号）・石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年石巻市条例第311号） <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成26年5月14日 「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」公布
⑤ 主な内容
<p>○ 石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正</p> <p>任命権者の報告事項に「職員の人事評価の状況」と「職員の退職管理の状況」を加える。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
特になし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県：改正済。 東松島市：改正済。 女川町：人事評価は改正済。退職管理は改正時期未定。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行日：平成29年4月1日）
⑨ その他